

手続きの流れ

1. 交付申請

以下の書類を、板倉町役場企画財政課企画財政係へ提出してください。
対象となる要件や提出が必要な書類の確認のため、事前にお問合せください。

	必要な書類名	様式	必要な人
①	結婚新生活支援補助金交付申請書	様式第1号	全員
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本		全員
③	夫婦2人分の直近の所得証明書		全員
④	夫婦2人分のライフデザイン、妊娠・出産及び共家事・共育てに関する知識の習得を行い、町長が定める基準を満たすことを証明する書類		全員
⑤	住宅の新築に係る工事請負契約書 又は住宅の購入に係る売買契約書 ※契約金額が土地・建物の合計金額である場合は、建物のみ の金額が分かる書類も必要		住宅取得の場合
⑥	住宅ローン契約書、返済予定表		住宅取得の場合
⑦	住宅取得費用の領収書		住宅取得の場合
⑧	住宅の賃貸契約書の写し及び資料		賃貸借契約の場合
⑨	住宅賃借費用の領収書		賃貸借契約の場合
⑩	住宅手当支給証明書 ※勤務先からの住宅手当の支給を受けていない場合も必要	様式第2号	賃貸借契約の場合
⑪	引越費用に係る領収書の写し		引越費用の場合
⑫	貸与型奨学金の返還額が確認できる書類 ※所得の算定と同じ年のもの		貸与型奨学金を返 済しているかた

様式は町のホームページからダウンロードできます。
また、役場企画財政課企画財政係窓口でも配布しています。



町HPはこちら

2. 交付決定通知書及び請求書の受取

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」、「請求書」及び「結婚新生活支援事業に関するアンケート」を申請者宛に送付します。

3. 請求書の提出

送付された「請求書」及び「結婚新生活支援事業に関するアンケート」をご記入の上、板倉町企画財政課企画財政係に提出してください。

【申請・お問合せ先】 ※申請前に必ずお問合せください。